

レンタカー・カーシェアリングにおけるZEV導入促進事業公募要領

1 目的

近年、気軽な自動車利用の形態として拡大しているレンタカー事業やカーシェアリング事業において、ZEV（本要領においては電気自動車及び燃料電池自動車をいう。以下同じ。）の導入割合を向上させるため、東京都（以下「都」という。）がZEVに係るレンタカー事業又はカーシェアリング事業の運営費の一部を負担することで、都民が手頃な料金でZEVを利用できる機会を創出し、ZEVの普及を促進する「レンタカー・カーシェアリングにおけるZEV導入促進事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

本要領は、本事業を都と共同で実施する事業者（以下「事業実施者」という。）を募集するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本事業の概要

本事業は、ZEVに係るレンタカー事業やカーシェアリング事業の運営費の一部を都が負担し、都民が手頃な料金でZEVを利用できる機会を創出するもので、事業実施者は次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 車両の配備及び利用料金の設定

事業実施者は、5(1)の要件を満たす車両をレンタカーの営業所又はカーシェアリングステーションに配備し、利用料金を設定するものとする。

(2) 対象車両のラッピング

事業実施者は、本事業の対象となる車両（以下「対象車両」という。）に、都がデザインしたZEV普及啓発のためのラッピングを施すものとする。

(3) 本事業の実施及びアンケートの実施

事業実施者は、本事業を実施し、本事業の広報及びPRに取り組むものとする。

また、対象車両を利用した全ての利用者にアンケートを実施し都に報告するものとする。

3 本事業の進め方

(1) 協定及び覚書の締結

本事業の実施に当たっては、都と15(3)の審査結果の通知により選定された事業実施者との間で、本事業の実施に関する協定及び本事業の費用に関する覚書を締結するものとする。

(2) 役割分担

都及び事業実施者は、次の役割分担により、相互に協力して事業を実施する。

都	事業実施者
①本事業の運営費の一部負担	①本事業の運営全般
②本事業の対象車両に施すラッピングのデザインの作成	②本事業の広報及びPR
③本事業の広報及びPR	③対象車両の利用状況に関する実績報告
	④対象車両の利用者アンケートの実施

4 本事業の実施期間

協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、本事業に係る令和2年度予算案が東京都議会で可決されなかったときは、この限りでない。

5 対象車両及び配備台数

(1) 対象車両

都が運営費等を負担する対象車両は、次の要件を満たす車両とする。

ア 初度登録（対象車両が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けることをいう。以下同じ。）された日において、経済産業大臣が定めたクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱第23条の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車の導入に要する経費の一部を助成する事業の助成対象の車両のうち、電気自動車又は燃料電池自動車であること。

イ 事業実施者と都の協定締結の日以降に、初度登録された車両であること。

ウ 都内のレンタカーの営業所又はカーシェアリングステーションに配備される車両であること。

エ 特定のマンションの居住者のみ利用できるカーシェアリングステーションへ配備する車両等、特定の者のみが利用できる車両ではないこと。

(2) 配備台数

事業実施者が任意に車両の配備台数を設定すること。

なお、都は本事業全体の規模として、複数者で100台（電気自動車60台、燃料電池自動車40台）の車両の配備を想定しており、配備台数は、事業実施者として選定後、協定締結の日までに都と事業実施者で協議の上、決定する。

また、新車の配備に当たっては、別途申請することにより、国や都の補助金を活用することができる。

6 本事業の対象車両の利用料金の設定

幅広く都民にZEV利用を促すために都が運営費の一部を負担する趣旨を踏まえ、事業実施者が提案する。

利用料金の設定については、ガソリン車のコンパクトカークラス（軽自動車を除く。以下同じ。）の利用料金以下の低廉な価格とすることを原則とする。ただし、既に電気自動車又は燃料電池自動車についてコンパクトカークラスの利用料金以下の価格を設定している場合は、更に低廉な価格とすることを原則とする。

本事業の利用料金は、事業実施者として選定後、協定締結の日までに都と事業実施者で協議の上、決定する。

7 本事業の対象車両のラッピング

本事業の対象車両には、ZEV普及啓発のためのラッピングを行うこととする。

事業実施者は、都が無償で提供するデザインにより、ラッピングをおおむねA4サイズの大ききで作成し、対象車両の車体の左右及び後部に貼り付けるものとする。

8 本事業の実施及びアンケートの実施等

事業実施者は、5から7までの事項を踏まえ本事業を実施する。本事業の実施に当たり事業実施者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 四半期ごとに、本事業で配備した車両の利用状況について実績報告を行うこと。
- (2) 本事業の実施に当たっては、ZEVの積極的な利用促進に向けて、本事業の広報及びPRに取り組むこと。
- (3) 本事業で配備した車両を利用した全ての利用者へアンケートを実施し、年度ごとにアンケート結果を都に報告すること。
- (4) 令和2年度に都が実施する予定の利用実態分析に協力すること。

9 都の負担額

都は、次の(1)及び(2)の経費について一部を負担する。なお、都は、本負担額以外は一切負担しないものとする。

(1) 運営費

ア 対象期間

始期：3(1)に規定する協定締結日以降に、本事業の対象車両をレンタカーの営業所又はカーシェアリングステーションに配備し、利用者が当該車両を利用可能な状態になった最初の日

終期：令和3年3月31日までのうち、事業実施者が提案する日

※ 事業実施者の都合により、対象車両の貸出しを一時中断した場合は、その期間は対象期間から除く。

イ 負担額

アの対象期間の全日数について、1台につき1日当たり電気自動車3,500円、燃料電池自動車7,000円を負担する。

(2) ラッピングの作成及び貼り付け費用

7のラッピングの作成及び貼り付けに要した費用のうち、1台につき100,000円を上限として負担する。これを超える金額については、事業実施者の負担とする。

なお、本事業終了に伴いラッピング等を撤去する場合に要する費用については、都は負担しない。

10 公募の概要

(1) 応募者の要件

本事業に係る公募に応募することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 道路運送法第80条に基づく自家用自動車有償貸渡業の許可を取得し、レンタカー事業又はカーシェアリング事業を行う者であること。

イ 貸渡自動車の貸渡し停止処分を受けていないこと。

ウ 本事業の遂行に必要な組織及び人員を有していること。

エ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分

な管理能力を有していること。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する者は(1)に掲げる条件を全て満たした場合であっても、応募者となることはできない。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定のいずれかに該当する者

エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者

オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ 暴力団等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項の規定に基づく排除措置の期間中である者

(3) 共同応募

2者以上が共同で応募すること（以下「共同応募」という。）も可能とする。その場合、代表者を定めて応募しなければならない。

なお、共同応募の要件は、全ての構成員が(2)の欠格要件に該当せず、かつ、代表者が(1)の要件を満たすこととする。

また、共同応募の構成員は、重ねて他の応募の代表者又は構成員となることはできない。

(4) 公募に係るスケジュール

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ① 公募要領等資料の公表 | 令和元年6月19日（水曜日） |
| ② 質問の受付 | 令和元年6月19日（水曜日）から同月24日（月曜日）まで |
| ③ 質問への回答 | 令和元年6月26日（水曜日） |
| ④ 提案書の提出 | 令和元年6月27日（木曜日）から7月10日（水曜日）まで |
| ⑤ 審査委員会実施及び結果通知 | 令和元年7月中旬 |
| ⑥ ラッピング等の原画提供 | 令和元年7月中旬 |
| ⑦ 事業実施者との協定締結 | 令和元年7月下旬 |
| ⑧ 事業開始日 | 令和元年7月下旬以降、順次 |

11 財産の帰属

本事業の実施に伴い事業実施者が購入し、又は整備したZEV、充電設備等の所有権は、全て事業実施者に帰属するものとする。

12 免責事項、注意事項等

応募者は、次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこととする。

- (1) 事業実施に伴う、資金調達、物価及び金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクは、事業実施者の負担とする。
- (2) 事業実施者は、3(2)の事業実施者が負担する業務において、全ての責任を負うものとする。
- (3) 本事業は、令和元年度及び令和2年度の2か年実施することを想定しているが、令和2年度東京都予算において本事業に係る予算が認められず本事業を実施しない場合においても、事業実施者が既に負担したZEV及び充電器の購入費、設置費用、撤去費用、運営費その他の費用並びに事業を実施しないことによる利用料金その他の収入の機会損失について、都は負担しない。
- (4) 本事業の適切な遂行を確保する必要があると都が認めるときに、都が実施する事業実施者の営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じること。
- (5) 都が本事業の適切な遂行に当たり改善の必要を認めた場合は、協議の上、具体的な改善策を実施すること。

13 応募手続等

(1) 提出書類

応募者は、次の書類のうち①から③までの書類を作成し、作成後、正本1部（両面印刷）、副本10部（両面印刷）及び電子媒体1部（正本に添付）を都に提出する。

また、添付書類として法人の場合は④から⑧までの書類を、個人事業者の場合は⑨から⑫までの書類を、各1部提出する。共同応募の場合にあっては、全ての構成員について、④から⑧又は⑨から⑫までの書類を各1部提出することとする。

- ① 参加申込書 様式1
- ② 事業者提案書 様式2
- ③ 事業実施計画書 様式3

(応募者が法人の場合)

- ④ 会社概要（設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、年間売上高等）
- ⑤ 法人の登記事項証明書
- ⑥ 定款又は寄付行為（写し）
- ⑦ 印鑑証明書（原本）
- ⑧ 過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる計算書面（写し）

(応募者が個人事業者の場合)

- ⑨ 事業者概要（開業日、事業内容、年間売上高等）
- ⑩ 運転免許証又は写真付き住民基本台帳カード若しくはパスポートの写し

⑪ 確定申告書B（直近1か年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から3か月以内のものに限る。）

⑫ 印鑑証明書（原本）

(2) 提出方法

(3)の提出先へ持込み又は郵送により提出することとする。

(3) 提出先

東京都環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 20階南側

(4) 公募期間（受付期間）

令和元年6月27日（木曜日）から同年7月10日（水曜日）まで（必着）

持込みによる提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除き、午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

郵送による提出の場合は、公募期間中に必着することとする。

14 質問の受付及び回答

本公募に関して、質問事項がある場合は、次の方法により対応する。

(1) 提出方法

様式4「質問票」に必要事項を記載の上、電子メールにより(2)の送付先に送付することとする。

なお、電話や訪問等、電子メール以外による問合せについては対応しない。

(2) 送付先

メールアドレス： S0213205@section.metro.tokyo.jp

(3) 受付期間

令和元年6月19日（水曜日）から同月24日（月曜日）午後5時受信分まで

(4) 回答

令和元年6月26日（水曜日）までに、東京都環境局のホームページ上に掲載し、原則として個別回答は行わない。

15 事業実施者の選定審査

(1) 審査の手続

ア 都は、応募者について、都の職員等で構成する審査委員会において審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる事業実施者を選定する。

イ 事業実施者は複数者を選定することを想定しているが、各応募者の提案内容、審査結果に応じて1者のみ選定する場合もある。

また、選定可能な事業者がいなかった場合は、事業実施者なしとすることがある。

(2) 審査基準

事業実施者の審査の基準は、都が別に定める選定要領によるものとする。

なお、審査基準の項目の概要については、別紙「審査基準」とおりとする。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、全ての応募者（共同応募の場合は代表者）に対して通知する予定である。

(4) 提出書類の著作権

都は、応募者の提出書類の内容について、事業実施者の選定に係る審査のために、応募者の承諾を得ることなく使用できるものとする。

(5) 選定結果の取消し

都は、事業実施者を選定した後において、応募内容に虚偽のあることが判明した場合や協定等を締結しない場合など、事業実施者がこの要綱に定める手続に違反したときは、事業実施者の選定を取り消すことができる。

(6) 事業実施計画の変更

都は、事業実施者を選定した後において、事業実施者が提出した 13(1)③の事業実施計画書について、事業実施者と協議の上、必要な変更を求めることができる。

(7) 事業実施者の公表

協定締結後、都は協定を締結した事業実施者の名称を東京都環境局ホームページ等において公表する予定である。

16 その他

(1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 応募は 1 者につき 1 応募とし、複数案の応募は認めない。

(3) 提出物は返却しない。

(4) 採用された提案に係る提出物の所有権及び全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は都に帰属するものとする。

なお、提案の実施に当たり、第三者の権利に係る著作物を利用する場合には、当該著作物に係る一切の権利処理は、事業実施者の費用及び責任において行うものとする。

(5) 応募書類の提出後に本事業への応募を辞退する場合は、様式 5「辞退届」を提出することとする。

17 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当まで電話又は電子メールにて行うこととする。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

東京都環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課

電話番号： 03-5388-3599

メールアドレス： S0213205@section.metro.tokyo.jp

別紙 審査基準

審査項目	審査内容
配備台数、本事業 実施営業所数、料 金設定、本事業実 施期間及び稼働 目標	本事業におけるZEVの配備台数が、都民に広く利用されるために十分な台数か。
	都民に広く利用されるために、都内の多くのレンタカーの営業所又はカーシェアリングステーションに配備されるか。
	都民が利用しやすい料金設定か。
	本事業実施期間は十分か。
	稼働目標の設定は適切か。
経営基盤	組織や人員、資金等の経営基盤は十分か。
会員登録数及び 利用方法	都民に広く利用されるために十分な会員登録数か。また、会員登録や利用方法は分かりやすいか。
普及啓発の取組	ホームページ、店舗での案内等、積極的な利用促進に向けた提案内容となっているか。
安全・安心な利用 環境	利用者の交通ルール遵守に向けた取組、保険加入状況等、安心な利用環境となっているか。
事業終了後の継 続的な取組	本事業の終了後も、ZEV普及に向けて効果的な取組を継続して実施していく提案となっているか。
自由提案	公共交通機関等との連携や環境に優しい行動の促進策など、特筆すべき提案内容はあるか。